

2017年第3回定例会(2017年9月13日)

## 君嶋ちか子議員の代表質問と答弁

\*一問一答形式に編集

(文責:日本共産党神奈川県議団)

君嶋議員:日本共産党を代表して質問を行います。

大きな課題のひとつ目として 国・県・市をめぐる問題についてです。 最初に国民健康保険の都道府県化について伺います

#### 社会保障としての国民健康保険における国の役割

国民健康保険法第1条は、目的について「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」と明記しています。また4条では国の義務を「国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と規定しています。

それにもかかわらず、国保財政における国の責任は後退を続けてきました。 国民健康保険事業年報などに基ずくと、1965年度以降、国庫補助金割合は 40から 50%台でしたが、1984年度の国庫補助率引き下げにより 37.15%に 落ち込み、2007年度には、17.71%まで下がりました。

この間、2005 年度からは都道府県財政調整交付金制度を導入し、5%相当の国からの支出が行われていますが、それを含めたとしても20.73%であり、低下傾向に変わりはありません。

また、今回の都道府県化に当たり、国は低所得者の負担軽減を図るとして、2015年度に1700億円を投入しましたが、保険料が下がった市町村は一部にとどまりました。背景として、医薬品を初めとした医療費の高騰に加え、市町村が「法定外繰入」の削減財源に充てたことなどが指摘されています。

他の要因もあるとはいえ、このような推移の中で国保料は上がり続け、高すぎる保険料に悲鳴が上がっています。保険料納入のために生活を極限まで切り詰めている実態に数多く私どもは接しています。国の定率負担の大幅な引き上げが必要です。

所得に対する保険料負担割合が国保 9.9%、協会けんぽ 7.5%、組合健保 5.7%という状況に対して、国保保険料負担を、せめて協会けんぽ並みにする ためには 1 兆円の公費が必要とされます。

さらに、法改正に関わる附則も、国民健康保険制度と他の医療保険制度と

の公平を図る措置を求めています。

そこで知事に伺います。

国民健康保険が社会保障として成り立つために、国の役割は重要です。また国民健康保険被保険者の高負担も切実な状況です。これらを踏まえ、国にさらなる公費の投入を求めることが必要です。知事の認識を伺います。

**黒岩知事**:国・県・市をめぐる問題について何点かお尋ねがありました。

まず、国民健康保険の都道府県化に関する社会保障としての国民健康保険における国の役割についてです。

国民健康保険は、被保険者に年金生活者や非正規雇用者が多く、厳しい財政運営となっています。そこで国は制度改革に際し財政基盤を強化するため、平成30年度以降、毎年3,400億円の財政支援の拡充を行うこととしています。この財政拡充は、国と地方の協議で決められたものであり、県としてはまず、この協議で約束された財政支援の拡充が確実に実行されるよう、国に要請しているところです。

国からの財政支援は国民健康保険財政を安定的に運営していく上で大変重要でありますので、引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。

## 国民健康保険における県の役割について

君嶋議員:次に国民健康保険における県の役割についてです。

国保が社会保障として成り立つために国の役割が重要ですが、それが不十分な中で、県も役割発揮が求められます。払える保険料にするために、国と市町村の負担にとどまらず、国保財政の健全な運営に責任を負う県としても独自の補助を行うべきです。

また医療費助成を行う市町村について、国庫補助金を減額するというペナルティが科されていますが、かつて県はひとり親家庭の医療費補助制度を導入した際に独自の市町村補助を時限措置として行っていました。

そこで知事に伺います。

国保財政運営の当事者となる今こそ、保険料を下げるため、県独自の補助 が必要と考えますが、認識を伺います。

また未就学児へのペナルティが廃止されたとはいえ、重度障がい者医療費 負担分等に対して依然として科されているペナルティの廃止を求めるととも に、現状では、県としてそれに対する補てんを行うことが必要です。知事の 認識を伺います。

黒岩知事:次に国民健康保険における県の役割についてです。

これまで県は、保険給付費の一定割合を市町村に交付することに加え、低 所得者に対する保険料の軽減制度に対する負担金や、赤字が見込まれる市町 村への貸付金など、市町村の国民健康保険運営に対する様々な財政支援を行 ってきました。

一方で、今回の制度改革では、新たな財政支援の拡充は国の責任で行うことを前提に、都道府県が財政運営の一元化を引き受けることとした経緯があります。こうした経緯から県として新たな補助を行うことは想定していませんが、これまで行ってきた市町村への財政支援は継続してまいります。

また今後は、県が財政運営の責任主体となりますので、市町村の財政リスクが軽減され、財政運営の安定化が図られるものと考えています。

国に対しては現在、県が市町村とともに単独事業として実施している子ども、ひとり親家庭、重度障害者への医療費助成を国の制度として創設することや、自治体単独の医療費助成制度を実施することに伴う国庫負担金の削減措置を廃止することについて、引き続き要望してまいります。

#### 保険者努力支援制度について

君嶋議員:続いて保険者努力支援制度についてです。

保険料を抑え、利用者本位の制度にしていくという観点から、伺います。 この制度の指標は、被保険者の実態に照らしハードルが高すぎるもの、保 険者の取り組みとして過重なものなどがあり、また全体として煩雑さが目立 ち、職員負担の増大も懸念されます。

同時に、当面県としてどのような運営をしていくのかも問われます。

その点で問題となるのは、収納率向上の取り組みです。保険料を払いたくても払えないという実態に対して過酷な取り立てが行われています。「取り立ての職員の口調に身が震えた」「突然給料を差し押さえられ生活できない」「銀行口座が差し押さえられ現金がない」といった例が多数あります。

一方で滞納は行政に対する SOS と捉え、支援の手を差し伸べる機会としている自治体もあります。

そこで知事に伺います。

保険者努力支援制度について、自治体間に成果を競わせ、結果的に困難を 抱える自治体への支援を弱めかねないこの制度を見直し、全体を引き上げる 仕組みづくりを国に求めるべきです。この点の認識をうかがいます。

またこの制度の対象である収納率向上については、数字だけ追い求めるのでは、まさに社会保障が貧困を増大させる事態を招きます。深刻な実態については、生活再建の立場から丁寧な相談をし、状況に応じ他の部署につなぐ

などの対応が必要です。これらの対応について認識を伺います。

黒岩知事:次に保険者努力支援制度についてです。

保険者努力支援制度は、今回の制度改革にあたり、新たに設けられたもので都道府県や市町村による医療費適正化等の取り組みに応じて、国から交付金が配分される仕組みとなっています。

国から示された取り組みの評価項目には、特定健診の実施率向上や糖尿病の重症化予防、保険料の収納率向上の取り組みなどがあります。市町村がこれらの項目に積極的に取り組むことで、医療費適正化や保険料収入の増加が期待されますし、取り組みに応じてより多くの交付金が配分されますので、市町村の国民健康保険財政が安定化し、保険料負担の軽減にもつながります。

県としてはこの制度を活用し、市町村の主体的な取り組みによる医療費の 適正化とともに、財政運営の安定化を図っていきたいと考えています。

また、保険料は国民健康保険財政の根幹をなす財源でありますので、制度の安定的な運営のためには支払い能力に応じて負担をしていただく必要があります。

したがって、保険者努力支援制度の評価項目に収納率向上の取り組みを位置付けることは、市町村の主体的な取り組みを促す上で大変意義があると考えています。

なお、保険料の滞納者に対しては機械的な対応ではなく、生活実態等を把握した上で、適切な対応を行うよう引き続き市町村に助言、指導してまいります。

## 小田原市と南足柄市の合併問題

君嶋議員:次に小田原市と南足柄市の合併問題について伺います

最初に専門性が求められる広域的なサービスを担う県の役割について です。

昨年 10 月、小田原市と南足柄市においては、合併に関る任意協議会が立ち上げられ、「新市まちづくり計画案」が示されました。

小田原市は、合併とともに中核市移行に意欲を持っていますが、中核市移 行が、住民の暮らしや福祉の増進に直結するのか否かは、慎重な検討が必要 です。

中核市には、県から多くの事務・権限が移譲されます。代表的なのが保健 所機能ですが、保健所に求められることは、広範囲にわたる専門性です。そ の確保のためには、県所管域などのように複数の保健所を有し、情報や経験 が積み重ねられることが有効です。所間の異動も、業務上・人事管理上少な からぬ役割を果たしています。

また今回の権限移譲に関わっては、周辺の県所管域である箱根町・湯河原町・真鶴町の住民に対する保健所サービスをどこが担うかが問題となります。

最近の例では、茅ケ崎市の保健所政令市移行に際し、寒川町に対する保健 所業務を県が茅ケ崎市に委託しましたが、保健所業務に不慣れな新しい中核 市に周辺地域まで委ねるとしたら、住民へのサービス低下が懸念されます。

保健所機能に限らず事務・権限の移譲により、市の財政的負担・人的負担 が増大することは言うまでもありません。

そこで知事に伺います

県西部においては、市町村の主体性を尊重しながら、生活基盤への支援や 専門的な援助をするという県の広域的役割は重要です。住民サービスの水準 を保つという点で権限移譲には慎重な対応が必要です。この点の認識をうか がいます。

**黒岩知事**:次に小田原市と南足柄市の合併問題についてお尋ねがありました。 まず、中核市移行に伴う専門性が求められるサービスの移譲についてです。 住民に身近な行政は市町村の規模や地域の実情に応じて、できる限り市町 村が担うことが大切です。中核市への移行により、県から市町村への権限移 譲が進めば、より住民に身近な市町村が行政を担うこととなり、住民の意思 が行政サービスに一層的確に反映されるものとなります。

一方で、移行にあたっては、県から移譲される事務を着実に実施するため の専門人材の確保、組織の整備などの課題を解決する必要があります。

そこで、市町村自らが移行に伴うメリットと課題を整理した上で、議会、 住民を広く巻き込み、十分な議論、検討を行うべきものと考えております。 県としては、まずは両市における合併に関する議論、検討を注視していきま す。

その上で最終的に中核市移行の意思が示されたならば業務上のノウハウを提供する他、要請に応じて専門職員を派遣するなど住民サービスの低下をきたさないよう、円滑な移行に向けて積極的に支援してまいります。

## 過去の合併の教訓について

**君嶋議員**:次に過去の合併の教訓についてです。

「平成の大合併」で、市町村数はおよそ半数になりました。2010年に総務省がまとめた「平成の合併について」では「各種アンケート等によれば、住民の反応としては『合併して悪くなった』『住民サービスがよくなったとは思わない』といった声が多く、(中略)相対的には合併に否定的評価がなされて

いる」としています。

制度の説明が周知されず、「財政計画から大きくかい離し、厳しい財政運営に苦しんでいるケースが多く、失望を生む要因」となったという、総務省の指摘もあります。

また周辺部の衰退も問題とされています。全国の合併市でつくる「合併算定替え終了に伴う財政対策連絡協議会」は「合併で周辺部となった旧市町村地域では、人口減少に歯止めがかからず、地域の疲弊が深刻な状況に直面している」と述べています。

今回の「新市まちづくり計画(案)」においては、「新市の財政基盤が強化 され」としていますが、その根拠は示されていません。

合併の歳入効果として、合併算定替えと特別交付税措置が挙げられています。合併算定替えについていえば、2016年度の普通交付税は、小田原市約7億7500万円・南足柄市約5億7700万園で、合併すれば5年間はその合計額が交付されますが、6年目以降順次減額され、11年目には1市としての交付となります。合併前に比べれば減額という事であり、(案)が示す加算とはいえません。特別交付税措置も一年限りです。

歳出効果としては、職員 120 人削減と事務事業統合等による削減を挙げていますが、その根拠は示されていません。

これらを元にした見込みが 10 年間で 150 億円の累積効果とされていますが、判断材料として十分ではありません。

また(案)は、人口減や財政不足を指摘し、だから合併しかないと言わんばかりですが、合併イコールこれらの解消とはなりません。新潟県は、平成の大合併で112市町村を30市町村にまで減らし、そのことが深刻な人口減少と地域経済の落ち込みを招いたと指摘されています。

合併を考える集会で、相模原市の経験として「合併で得られるものはなかった」「住民の声が届きにくくなった」という意見が出されています。

一つの自治体として予算を持ち、地域経済の循環があり、役所・役場周辺 は地域のシンボルとしての賑わいがあった町が、合併によって、いわゆる周 辺部へと変わっていくのです。

これらの経験が物語っているのは、規模の拡大は、必ずしも住民福祉の増進には繋がらないという事実です。それどころか、総務省のまとめでさえ、住民の立場から否定的評価がなされていると指摘せざるを得ず、合併により、置き去りにされる地域が拡大していると警鐘を鳴らしています。

規模の大小にかかわらず住民サービスを保障するためには、当該自治体が住民の暮らし優先の姿勢を確立するとともに、地方交付税制度などを活用しながら、国は住民自治と団体自治を保障していくべきです。それを補っていくのが県の役割です。

そこで知事に伺います

これら合併の教訓は活かされるべきと考えますが認識を伺います。

また知事は「静観する態度」との報道もありますが、合併協議の際に、これらを県民に伝えていくのは、県の役割でもあると思います。併せて認識を伺います。以上で一つ目の課題を終わります。

黒岩知事:次に過去の合併の教訓についてです。

平成の大合併は、様々な検証によりメリットや課題が整理されており、こうした過去の事例を踏まえた上で合併の是非について検討を進めていくことは、重要と考えています。

そのため、小田原市、南足柄市の任意協議会においては先行事例における 課題なども踏まえた上で合併の是非を住民の皆さんが判断するためのシュミ レーションとして、住民の代表も交えながら議論が行われ、報告書がまとめ られたところです。

この協議会には県も参加し、公益的な見地から、より住民の皆さんにとって分かり易い議論となるよう、助言してきました。現在、両市は協議会の報告書をもとに住民説明会を進めておりますが、南足柄市においては合併における影響を独自に整理した資料を用いながら住民への説明会を行っているとうかがっています。

このように、まずは両市が責任を持ってメリットや課題を踏まえながら、これまでの議論を広く住民の方々に周知し、地域住民、市議会を巻き込んで十分に議論を尽くしていくことが重要と考えます。県としてはこうした両市の動きを注視しつつ、引き続き両市に対して必要な助言や情報提供に努めてまいります。

## 【再質問】

## 保険者努力支援制度について

君嶋議員:保険者努力支援制度について再質問を行います。

この制度は保険者の努力を国が評価し、成果をあげていると判断した自治体に予算を重点配分する仕組みです。

知事は、先ほどこの制度を引き続き尊重していくという風な回答があった かと思いますが、この制度が本格実施されれば、これら国が用意した土俵の 上で全国的に競うこととなります。

しかしながら、様々な制約の中で思うような成果に繋がらないことは少なからずあります。まして収納率の向上などを、なりふり構わず求めていけば、

社会保障制度が生活を破壊するという、あってはならない事態を招きます。 また、国保制度が地域包括ケアの進展にどこまで関与できるのかという問題もあります。

さらに努力しても困難を抱え、結果的にポイントを獲得できない自治体は 財政的支援が弱まり、さらに困難に陥るという矛盾を招くのがこの制度です。 この中で、県段階では全体の底上げにつながる運用を図っていただきたい と思いますが、その考え方について伺います。

#### 武井保健福祉局長:再質問にお答えいたします。

保険者努力支援制度は一定の評価指標に基づく都道府県及び市長村の取り組みに応じて国から交付金が配分される制度でありす。この評価指標自体は、国が定めますので県として工夫する余地はありませんけれども、評価指標の見直しについて市町村とともに検討し、必要に応じて国に見直しを要請してまいりたいと考えております。

#### 【要望】

**君嶋議員**:要望を述べます。医療費補助制度などに課されているペナルティーの補填は先ほど考えていないということでしたけれども、厚労省が示す解消すべき繰り入れにも含まれていません。まして受診の機会を支え、県民の健康維持に貢献しようとする自治体の意思が否定されるようなペナルティーは看過できません。県民の医療を支える補助制度に対するペナルティーへの補填は是非実施していただきたいと思います。

### 誰もが安心して暮らせる社会に向けて

**君嶋議員:**つづきまして、大きな課題の二つ目、「誰もが安心して暮らせる社会に向けて」。最初に、神奈川県の障がい福祉施策の充実について伺います。

# 津久井やまゆり延の再生基本構想について

第一に、津久井やまゆり園の再生基本構想についてです。

昨年の事件を経て、神奈川県は昨年9月、現在地での建て替えを決めました。その後「大型施設ではなく、地域移行を進めるべき」との意見が多く出されたことから、見直しを含めた検討を行うとし、神奈川県障害者施策審議会の部会にその検討を委ねました。

検討結果報告書を踏まえた神奈川県の「津久井やまゆり園再生基本構想案」

が8月に示されました。

案では、津久井やまゆり園の施設規模については、「千木良地域、芹が谷地域何れについても意思決定支援の状況に応じて施設規模を選択できるように設計する」とし、今年9月から意思決定支援チームをスタートさせ、2年程度経過した時点での、利用者の選択を踏まえて行うとしています。

このプロセスが、的確に行われるならば概ね利用者の意思を尊重した対応 といえると思います。

懸念されるのは、「小規模施設」及び「複数の選択肢」という 2 点を、建て替えの前提としたことから、利用者が地域移行とはまた別の「千木良か芹が谷か」の選択を迫られる事です。

突然奪われた生活の場を取り戻したいという当たり前の願いが尊重され、「多様な選択肢」の名の下に振り分けが強制されることがないよう改めて強調したいと思います。

また、建て替えにあたっては、長い間津久井やまゆり園とともにあった千木良地域の住民の方の思いもしっかりと受け止めていただきたいと思います。 さて、地域移行に関わる意思決定支援については、丁寧な体制で行うことが 提案されており、これを的確に実行することが望まれます。

そこで知事に伺います。

障がい者支援施設の業務は対人業務であると同時に専門性や多様な対応が 求められます。業務量に見合う配置という点でも十分ではありません。

今回それに加えて、地域移行に関わる拠点機能や意思決定支援のための手 厚い体制が求められています。これらを保障するには人員増とそのための財 源措置が必要です。基本構想案には「支援」とのみ記されていますが、その 具体的な対策について伺います。

**黒岩知事**:誰もが安心して暮らせる社会に向けて、について何点かお尋ねがありました。まず神奈川県の障がい福祉施策の充実に関する、津久井やまゆり園の再生基本構想についてです。

津久井やまゆり園の再生にあたっては、医療的ケアや強度行動障がいへのケアなど、専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など利用者の地域生活を支える拠点機能についても充実強化を図ってまいります。

こうした拠点機能の充実強化にあたっては、短期入所の受け入れの調整や、 家族からの相談への対応などを担う専門的な施設職員の配置が必要となりま す。

また、意思決定支援を丁寧に、かつ適切な手続きで行っていくためには、 利用者の意思確認において中心的な役割を担う、相談支援専門員の拡充が必要と考えています。 こうした専門人材の確保は、利用者の地域生活移行や意思決定支援を進めていく上で、必要不可欠でありますので、財源措置も含めしっかりと対応してまいります。

#### 地域移行施策の充実に向けた県の役割について

**君嶋議員:**続いて、地域移行施策の充実に向けた県の役割について伺います。 地域移行の促進については、津久井やまゆり園に限らず、他の障がい者支援 施設においても、的確な意思確認が可能となる状況を確保しなければなりま せん。

私どもは、先日長野県立知的障がい者支援施設西駒郷を視察で訪れました。 ここは入所者数が、1977年の490名から現在103名というように、大きく地 域移行を進めてきました。

意思確認についても、地域生活の訓練・生活体験の場を確保し、これらの場で利用者本人が生き生きと過ごせているかどうかを、職員が行動や表情から読み取り判断材料とするなど、客観的な視点も加え、長期間の意思確認が行われていました。これらを経てもなお地域での生活が困難な場合は、再入所も可能としています。

また、全ての場面で県が責任を負うことを明確にし、地域移行を促すために、グループホームに対する設備費補助、運営費補助の創設、通所施設への補助など、基盤整備を強化しました。

そこで知事に伺います。

神奈川県においても、地域移行を促進させようとするならば、財政的な保障を伴う十分な体制と基盤整備が欠かせません。この点についての認識を伺います。

また県全体としても、従来以上に地域移行を促進させることが求められています。現在策定中の第 5 期神奈川県障害福祉計画に的確に反映させる県としての努力が必要と考えますが、認識を併せて伺います。

黒岩知事:次に、地域移行施策の充実に向けた県の役割についてです。

県では、これまで障がい者の地域生活移行に取り組み、中度や軽度の障がい者については一定程度移行が進んできましたが、重度の障がい者については、受け入れ可能なグループホームや支援する人材の不足などにより、地域生活への移行が進んできませんでした。

重度の障がい者についても、どこで、誰と生活するかの選択の機会が確保 され地域で生活するための支援が受けられるよう、しっかりとした体制を整 備することが、大変重要です。 そこで、今後は重度障がい者に対応できるグループホームの整備や運営への支援に加え、専門性の高いサービスを提供できる人材の育成への支援など、地域生活を支える受け皿の強化を図ってまいります。また、地域生活移行に対する利用者やご家族の不安を解消し、理解が深まるようグループホームの体験利用の促進などにも取り組みます。

こうした、地域生活移行の促進に向けた取り組みについては、障害者施策 審議会のご意見も伺いながら、今年度改定する障害福祉計画に位置付けた上 で、着実に実行していきたいと考えています。

#### 重度障がい者支援施設における指定管理者制度の見直しについて

**君嶋議員**:続いて、重度障がい者支援施設における指定管理者制度の見直し について伺います。

私どもは、重度障がい者支援施設に、コスト削減を一義的な目的とする指定管理者制度適用は不適切であると考えています。高度な専門性を継続的に確保し、行き届いた支援を行うためには、十分な体制が必要であり、コスト削減とは両立しません。

加えて、今回地域移行を促進するにあたっては、施設は地域生活支援の拠点とも位置付けられ、県の施策と緊密な連携を保つことが求められています。 そこで知事に伺います。

障がい者支援施設においては、従来にもまして十分な体制確保が必要です。 また県の障がい者福祉施策を有効に策定・機能させるためにも、実際の業務 に県が直接関わることが重要です。

これらの点から、障がい者支援施設においてコスト削減を目的とする指定 管理者制度を用いることは適切ではありません。直営に戻す検討が必要です。 その認識を伺います。

**黒岩知事**:次に、重度障がい者支援施設における指定管理者制度の見直し についてです。

県立障がい福祉施設は重度障がい者の受け入れに加え、短期入所や相談などの地域支援の役割も果たしてきました。指定管理者制度の導入にあたっては、こうした役割を維持し、利用者への支援を低下させないよう、人員配置等の面で十分な態勢を確保するための財源措置を行っています。

指定管理者制度を導入した施設では、民間法人による弾力的な施設運営が可能となり、利用者のご家族からも、施設長の判断で要望に迅速な対応が図られているなど、肯定的な評価をいただいているところであります。

このように、重度障がい者支援施設においても、指定管理者制度を導入す

ることで、施設の運営面で効率化が図られ、適切なサービス提供が可能となっていますので、直営に戻す必要はないものと考えています。

#### ヘイトデモへの対応について

次に、差別を許さない神奈川県をめざして、2点伺います 最初に、ヘイトデモへの対応についてです。

昨年6月、中止となったヘイトデモから約1年、同じ人物の呼びかけで、7月16日にヘイトデモが計画されました。

当日、川崎市内の中原平和公園前には、20 台以上の警察大型車両が並び、 歩道はヘイトデモに反対する市民で埋まりました。その前には約 700 人とも 報道された警官が立ちはだかっていました。

警官は、車道を静かに注視する市民が 1~2 歩動いただけでも、それに合わせて移動し、一体誰を監視しているのかという状況でした。

その内、武蔵小杉駅方面に大勢の警官が走り出し、沿道の市民もその方向 に向かいましたが、私を含む多くの市民が行った時には、デモ当事者は既に バスで立ち去っていました。

その場に居合わせた人たちによると、20名ほどのデモ参加者がバスから降りた途端、警官が彼らを守るかのように囲い込み、約300メートル進み解散になったとのことです。

彼らはこれをもってデモ成功とし、ネット上で暴力的かつ差別的な攻撃をエスカレートさせ、さらに「我々の勝利であり、今後も川崎において憲法で保障された自由な活動を継続する」と宣言しています。

警官は、その現場から離れた公園付近に数百人が配置され、多くの市民もその場所を目安として集まっていました。この配置については、ヘイトデモに反対の市民を翻弄する、まさに「おとりではないか」「神奈川県警の警備は誰に向けられているのか」と大きな疑問と怒りが上がっています。

私は直後に、多くの市民から疑問が出されていた警備に要した人数と経費 について警察に問いましたが、いずれも明らかにできないとの答えでした。 そこで警察本部長に伺います。

約20人のデモ参加者に対し、報道による約700人の警官を動員しているところに、このデモの特殊性が表れています。沿道の市民を厳しく監視する姿勢も問われます。

また、昨年6月3日付各都道府県警察の長あて、警察庁警備局長通達では 「違法行為を認知した際には厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動 の解消に向けた取り組みに寄与されたい」としています。これに照らしてど のような対応をしたのか伺います。 またデモ実施後、ネット上でヘイトをエスカレートさせる動きが生じていますが、これについてはどのようにとらえているのか併せて伺います。

斉藤警察本部長: ヘイトデモへの対応についてのお尋ねにお答えします。

初めに、警察はどのような言動がヘイトスピーチにあたるかについて判断をする立場にはございません。議員ご指摘の7月16日の中原区におけるデモについてであります。県警察では当該デモの許可申請に際し、ご指摘の警備局長通達を受け、いわゆるヘイトスピーチ解消法の趣旨等について説明をし、参加者に対して周知するよう促すとともに、違法行為の防止、関係者の安全確保、交通の円滑の確保等について事前指導を行ったところであります。

また、デモに際しましては、円滑な人の流れの確保、現場におられるすべての方の安全の確保、トラブルや違法行為の防止を図るため、必要な警察官を配置して中立性・公平性を念頭に置いた警備を行ったところであります。次に、インターネット上の違法情報についてであります。個別の事案にはよりますが、例えば、刑法の脅迫、名誉棄損、威力業務妨害罪などにあたる場合には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているところであります。答弁は以上です。

#### ヘイト根絶に向けた神奈川県のとりくみについて

**君嶋議員:**次に、ヘイト根絶に向けた神奈川県のとりくみについて伺います。 ヘイトスピーチ解消法が昨年5月に成立しましたが、川崎市においては、2013 年5月から2016年5月までの3年間で13回ものヘイトデモが行われていま す。被害にあった方々は「ヘイトデモは明らかに暴力的な襲撃事件」「バスか ら降りる時も恐怖を感じるほど、日常も脅かされている」と述べています。

法制定の際に、国会の参考人ともなった崔江以子(チェカンイヂャ)さんは、「朝鮮人を殺せ」「ゴキブリ朝鮮人は一匹残らず叩き出せ」などと叫ぶ人たちが警察に守られながら向かってきた時の悲しみと恐怖を「あの時心は殺された」と語っています。

今回のヘイトデモ終了後、チェさんは、「こんなことが起こらないような法整備や条例化を」と、絞り出すように訴えました。しかしながら、デモの後、ネット上の攻撃は強まり、頭部を切断されたゴキブリの死骸がチェさんに、送り付けられるなどの脅しも続いています。

一方で、ヘイトスピーチ解消法を踏まえた対応も進んでいます。川崎市は 公園使用を不許可とし、横浜地裁川崎支部も桜本地区でのデモ禁止の仮処分 決定を行いました。仮処分決定の論旨は「差別的言動は不法行為」と明快に 述べています。 自治体の主な取り組みとして、大阪市の条例制定、愛知県「不当な差別的 言動が行われる恐れがあるもの」の県営施設使用不許可、京都府の「ヘイト スピーチ対策に関する専門委員会」設置、群馬県大泉町の条例制定などが挙 げられます。

川崎市の人権施策推進協議会は、昨年12月の報告書で、公共施設利用のガイドライン策定、条例の制定、差別書き込みのインターネット対策などの必要性を述べています。

協議会会長は「地域から全国の水準を上げていくべき」との見解を示し、 川崎市長は「取り組みに繋げたい」とこれを受け止めています。

ヘイトスピーチ解消法4条も「国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を講じるよう努める」ことを地方公共団体の責務としています。

神奈川県議会においても、2014年に「ヘイトスピーチの根絶に向けた対策を求める意見書」が採択されているところです。

この問題のルーツは、日本の植民地政策・強制連行等にあります。これらの歴史に関わりを持ち、在日コリアンの人々が多く居住している神奈川で、 ヘイト攻撃にさらされる深刻な状況を抱える今、差別を許さない社会を、どのようにつくっていくのかが問われています。

その際に、集会・言論等の表現の自由に対する不当な干渉や規制の濫用を 許さない取扱いが不可欠であることは言うまでもありません。

そこで知事に伺います。

他の自治体の動きとも連動し、条例化に踏み切るべきです。そのことは、 国の法整備をさらに進めることにも繋がります。ヘイトスピーチ解消法を受け止めた神奈川県の具体的な取り組みを進める段階です。条例制定とインターネット対策は待ったなしです。これらについての認識を伺います。以上です。

**黒岩知事**:最後に差別を許さない神奈川県を目指して、についてお尋ねがありました。ヘイト根絶に向けた神奈川県の取り組みについてです。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、地域で共に生きることを否定するものであり、 人権尊重や多文化共生の観点から、決してあってはならないものです。

国内では近年、全国の特定の地域でヘイトスピーチを行うデモが行われるようになり、本県でも、特に平成25年以降川崎市内において、頻繁にデモが行われてきた経緯があります。こうした動きに対し、県議会と県はヘイトスピーチを規制する法整備などの統一的な対策を早急に講じるよう、国に対して要望してきました。

その結果、昨年 6 月には理念法ではありますが、ヘイトスピーチが許されないものであることを宣言する、ヘイトスピーチ解消法が施行されたところです。条例制定とインターネット上のヘイトスピーチ対策ですが、ヘイトスピーチは全国どの地域でも起こりうるものであり、特に、インターネットによる情報は、広域的に拡散していくものです。

また、この問題は憲法が保障する言論の自由や、表現の自由にかかわることから、その規制は統一的な基準に基づき、国が法整備するべきものだと認識しています。私からの答弁は以上です。

## 【再質問】

**君嶋議員**:差別を許さない神奈川県の取り組みについて再質問を行います。 県の取り組みについてインターネット対策の必要、また、議会などを通じ たヘイトスピーチを根絶するという意思は、お話の中にありましたが、今、 神奈川県が具体的な取り組みをすることが強く求められていると思います。

へイトデモ主催者は先ほどもお話ししたように、今後も川崎において憲法で保障された自由な活動を継続すると宣言しています。 ヘイトスピーチ解消法が地方公共団体の責務と定める当該地域の実情に応じた施策を、現場を抱える神奈川県がどのように実施していくのかが問われています。

国の法整備を進めることが先というお話もありましたが、自治体が取り組みを進めることは国の法整備を進めることにもつながります。また、神奈川県がこれまで具体的な取り組みを進めることは、ヘイトスピーチを許さないという県の姿勢を示すことにより、抑止を図ることにもつながります。

川崎市人権施策推進協議会はヘイトスピーチ対策に関することについて優先的に審議し、報告ではすべての構成員の人権が等しく尊重されることを目指すという姿勢を明確に市に求めました。また、大阪では大阪市人権施策推進審議会のヘイトスピーチに対する大阪市として取るべき方策について、という答申が出され、それを受け止めた条例化につながっています。

今、深刻なヘイトスピーチの被害が生じている神奈川県で被害に遭っている人々、そして差別を許さない県民とともに行政が不法行為と対峙することが求められています。

わが街を口ぎたない言葉で汚されたくない、そして誰もが互いに尊重しな がら生きていきたいという人間らしい願いに行政はこたえるべきです。

全国的にも大阪と神奈川の取り組みは注目されています。川崎市と連動して神奈川県が具体的な動きを作り出すことの重要性を、知事がどのように捉えているのか伺います。

**黒岩知事:** それではお答えいたします。ヘイトスピーチに対して、県として 具体的な取り組みは何かしないのかということであります。

先ほども申し上げましたように、このインターネット上の対策といったものも、これは神奈川県独自でやるということだけでは、なかなか有効性が保てない、国全体でやっぱり統一すべき問題だということがありますので、国に対してしっかりと働き掛けを行っていくということが、まさに具体的な取り組みであると思っております。

それとともに、こういう議会の中でですね、私がこのヘイトスピーチは絶対許してはいけないものだと、こういうことをしっかりと申し上げている。 実は、神奈川県と友好関係にあります京畿道(キョンギド)知事と何度か面談したことがありますけれど、一番先におっしゃるのが「黒岩知事がヘイトスピーチに対して許してはならないということを、繰り返しおっしゃっているということに対して感謝を申し上げる」そういうお言葉をいただいているところであります。こういったことの具体的なアクションを積み重ねるということが大事であると考えております。答弁は以上です。

#### 【要望】

**君嶋議員**:最後に要望を申し上げます。ヘイトデモの警察の警備についてです。ヘイトデモやヘイトスピーチに反対する市民の多くが、このような警備ではなく、実際に多くの被害を生み出している行為への対応について、不法行為を認めないという市民の行為が厳しく監視され過ぎているという思いを持っています。このような市民感情も視野に入れていただきたいと思います。時間になりましたので以上です。ありがとうございました。